

介護医療院陽だまり

事故発生の防止のための指針

1 事故防止に関する基本的考え方

介護医療院陽だまりでは、利用者の尊厳や安全や安心を阻害するなど、提供するサービスの質に悪い影響を与えるものをリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に事故の防止に努める。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で事故の防止に取り組むものとする。

2 事故発生の防止のための委員会および施設内組織

事故発生の防止に取り組むにあたり、「介護医療院安全対策委員会」を設置する。

(1) 設置目的

- ① 介護事故発生の防止及び再発を防止するための対策の検討
- ② 安全で適切な質の高いケアを提供する体制の整備

(2) 委員会の構成

- ・ 管理者
- ・ 医師
- ・ 介護支援専門員（安全管理担当者）
- ・ 看護職員（介護職員）
- ・ 理学療法士、作業療法士
- ・ その他必要に応じ委員を指名する

(3) 委員会の開催

委員会は1か月に1回、定期的に開催する。必要時は随時開催する。

(4) 委員会の役割

- ① 介護事故発生時の対応
- ② マニュアル、事故報告書、C L I P 報告書などの整備
介護事故等の未然防止のため、定期的にマニュアル等を見直し、必要に応じて更新する。
- ③ 事故及びヒヤリ・ハット報告書の分析、改善策の検討
各現場から報告のあった事故を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について管理者に提言する。
- ④ 改善策の周知徹底
検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。
- ⑤ 介護事故防止のための情報提供及び職員研修に関すること

(5) 各職種の役割

- ・管理者
事故発生予防のための総括管理等

・医師

診断、処置の指示、併設病院との連携等

・病棟師長（安全管理担当者）

事故発生防止のための指針の周知徹底、緊急時連絡体制の整備や報告（事故報告、ヒヤリ・ハット）の確立、再発防止策の検討、家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応、施設内の環境整備等

・看護職員（介護職員）

医師との連携、再発防止への対策、状態に応じて医師との相談を行なう等連携体制の確立、利用者とのコミュニケーションを十分にとる。

食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける。利用者の意向に沿った対応を行ない無理な介護は行なわない。利用者の疾病、障害等による行動特性を知る。

・理学療法士、作業療法士

利用者個々の動作予測から、些細な変化に注意する、状態に応じて、医師との相談を行なう等連携体制の確立、利用者とのコミュニケーションを十分にとる

3 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、安全対策委員会を中心として、事故発生防止に関する職員への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員に対する事故発生防止の研修会の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

4 介護事故、ヒヤリ・ハット事例等の報告方法、及び介護に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針

- (1) 報告システムの確立

情報収集のため、C L I P 報告書や事故報告書を作成し、報告システムを確立する。収集された情報は、分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための、対策を立てるために用いるものであり、報告者個人の責任追及のためには用いません。

- (2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、P - m S H E L L 分析で⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果に評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」を行う。

- (3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図る。

6.事故発生時の対応

事故が発生した場合には、下記の通り速やかに対応をとる。

（別紙フロー・チャート参照）

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動する。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行う。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」で、速やかに報告する。報告の際には状況がわかるよう記載するようにする。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族等や市町等に事故の状況等について報告する。

④ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、加入する損害賠償保険で対応する。

7. 当指針の閲覧について当指針は、入所者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付 則

この指針は、2021年4月1日より施行する

改定 2024年4月1日

改定 2024年7月1日